

第30回 占領下の日本

1. 占領の開始

1945年8月30日、連合軍最高司令官マッカーサーが厚木飛行場に到着し、9月2日、東京湾上の米軍艦ミズリー号の艦上で、マッカーサーと日本全権重光葵・梅津美治郎との間で降伏文書が調印された。日本はこれにより連合軍の占領を受けることとなった。日本の統治権は、**連合軍最高司令官総司令部（GHQ）**に従属することとなった。

連合軍は、マッカーサーが日本政府に指令・勧告して占領政策を実行させる間接統治のやり方で支配した。その政策は、ワシントンにあり11カ国で構成する極東委員会（FEC）から与えられ、米政府を介在させて、GHQの諮問機関である対日理事会（本部は東京、ACJ）で審議されたが、事実上はアメリカの単独占領であった。

2. 東久邇宮稔彦内閣

1945年8月17日、皇族出身の東久邇宮稔彦が首相となった。さらに、この内閣の副首相格として近衛文麿が国務大臣として入閣した。東久邇宮内閣は、「一億総懺悔^{ざんげ}」をよびかけ、「国体護持」に国民を結集させようとした。同年10月、GHQは、天皇批判の自由、治安維持法・特別高等警察の廃止、政治犯の釈放を指令したが、これを実行不能としてこの内閣は総辞職した。

3. 幣原内閣

次に幣原喜重郎が首相となった。GHQは、この内閣に①婦人の解放、②労働組合の奨励、③教育の自由主義化、④圧制的諸制度の廃止、⑤経済の民主化のいわゆる**五大改革指令**を出した。他方、連合軍は戦争犯罪容疑者（戦犯）を逮捕し、1946年5月から東条英機ら28名を「平和に対する罪」を犯した者としてA級戦犯とし、**極東国際軍事裁判**（東京裁判）で審理した。しかし、天皇については、アメリカは天皇制を維持したいと考えていたことから、あらかじめ訴追対象者からはずしていた。天皇は46年1月、自ら神格を否定した詔書（いわゆる「天皇の人間宣言」）を発表した。また、GHQの指令によって戦争協力者21万人の公職追放が実施された。

4. 民主化政策の実行

1) 財閥解体

GHQは、日本の軍国主義の基盤とみなした財閥解体と農地改革を指令した。政府は、

4大財閥をはじめ、計15財閥の資産凍結を命じた。次に持株会社整理委員会を設け、これらの財閥の株券は管理され、株式の公開（約200億円分）がなされた。さらに、1947年4月には、公正な自由競争と経済の民主的発展をはかるために、**独占禁止法**が公布され、持株会社やカルテル・トラストなどが禁止された。この法の公布により、法の実施監督機関として公正取引委員会が設置された。また、同年12月には、**過度経済力集中排除法**が公布され、325社が独占企業に指定され、分割を命じられた。しかし、財閥系銀行はこの処分の対象外とされたため生き残り、後にはこれらの銀行を基礎に独占企業の再建が進められた。

2)農地改革

1945年12月、GHQは農地改革を指令した。政府は主食の供出量確保のために、第1次農地改革を実施した。まず、農地調整法を改正し、不在地主の全所有地と5町歩以上の在村地主の所有地を強制的に小作人に譲渡させようとした。しかし、在村地主を一方で保護するため、小作地経営と家族に対する土地分散を認めた不徹底さがソ連・イギリスから批判を受けることとなった。そのため、1947～49年にかけて第2次農地改革が実施された。政府は、**自作農創設特別措置法**を制定し、不在地主の全貸付地と内地1町歩・北海道4町歩以上の在村地主の貸付地を対象とする強制買い上げを実施した。その結果、49年までに約190万町歩の農地が解放された。また、残存小作地の小作料は、田＝25%、畑＝15%以内の金納とされた。しかし、山林原野に対する解放はされなかった。なお、農地改革は、1950年にはすべて終了した。

3)労働組合の結成

GHQは、労働組合の奨励についても指令した。まず、1945年12月に**労働組合法**が制定され、労働者の団結権・争議権・団体交渉権が保障された。翌46年には労使関係を調整する**労働関係調整法**が公布され、48年には1日8時間労働、女性・年少労働者の制限などを規定した**労働基準法**が制定された。

4)教育の民主化

GHQは、軍国主義・国家主義的な教育を禁止した。そのため、修身・国史・地理の授業が廃止された。さらに1946年来日した米国教育使節団の勧告を受けて、47年、**教育基本法**と6・3・3制を規定した**学校教育法**が制定された。また、48年には教育委員会法が制定されて、都道府県・市町村に教育委員会が設置され、公選の教育委員が選ばれた。なお、1956年には教育委員会法は改正され、地方自治体の首長が任命する教育委員に変更された。

5. 日本国憲法の制定

幣原内閣は1945年10月、GHQが発した憲法改正の示唆を受けて、憲法改正案を作成することとなった。46年1月、松本^{じょうじ} 治^じ 国務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会を発足させ、草案作成を行った。

◆松本治案

松本は、美濃部達吉門下の法学者を招き、憲法問題調査委員会を組織した。そのため、この案は、天皇機関説の立場からする改憲構想が示されることとなり、旧態依然とした案になってしまった。それは具体的に、

- ①天皇統治の原則は不変とする。
 - ②議会権限の拡充と天皇大権のある程度の制限。
 - ③国務大臣は、国政全般にわたり輔弼責任と議会に対して責任を負う。
 - ④人民の権利と自由を議会の決定による法律以外では制限できないことにする。
- というものであった。

これと並行して民間でも草案作成が行われた。天皇制存続を主張した進歩党案、国家主権説の自由党案、イギリスの立憲君主制を主張した社会党案、人民共和制を主張した共産党案、共和制を主張した高野岩三郎らの案、国民主権に基づく立憲君主制を説いた鈴木安蔵ら憲法研究会案などがあつた。特に憲法研究会の「憲法草案要綱」に記されていた基本的人権の条項は、現在の日本国憲法に取り入れられている。また、高野は個人的に共和制を導入した草案を発表したことでも知られている。

松本らが作成した政府案は、天皇の統治権についてはほとんど変更しなかったため、GHQは、1946年2月、独自の草案を示し、もしこの案を政府が受諾しないならば、国民に直接案を発表し、政府は新憲法作成に関与させないと告げた。

◆マッカーサー3原則

- ①「天皇は国の最上位にある」が、その職務・権能は国民の基本的意思に基づき公使される。
- ②防衛戦争を含む一切の戦争の放棄と戦力の不保持。
- ③封建制度の廃止。

GHQ案は、象徴天皇制と戦争放棄を含む案であつた。幣原内閣は、この案を受け入れ、同案に従い再度改正草案を作成した。GHQ案に基づく草案は、1946年5月、前年改正された男女平等の衆議院議員選挙法に基づいて行われた総選挙の結果当選した議員により構成された第90臨時議会で審議され、8月24日、衆議院を通過した。

日本国憲法は、11章103条、口語体。平かな書きで記され、**国民主権・平和主義・基本的人権の尊重**の三大基本原則を特徴としている。憲法は、1946年11月3日公布され、翌47年5月3日から施行された。

6. 諸制度の改正

新憲法制定に伴い、他の法令の改正も行われた。1947年4月、地方自治法が改正され、都道府県知事は従来の任命制に変わり、住民の直接選挙による公選制になった。同年12月には新警察法が公布されて、自治体警察と国家地方警察の2本立てになり、中央集権的な警察制度は廃止された。あわせて内務省も解体された。また、同年10月、国家公務員法が公布された。

刑法も1947年10月改正され、不敬罪・姦通罪が廃止された。民法は、47年12月に改正され、翌48年1月施行された。従来の家父長的家族制度が改められた。つまり、家・戸主・家督相続制は廃止され、妻と子の均等配分制が採用され、男女平等の原則・夫婦の権利平等の原則が決められた。

7. 政党の復活

1945年10～12月にかけて、政党も活動を再開した。長い間非合法活動を強いられていた日本共産党が合法活動をすることができるようになった。四分五裂していた無産政党は合同して日本社会党となり、旧民政党は日本進歩党を、旧政友会は日本自由党を結成した。また、労使協調・協同組合主義をとる日本協同党も結成された。そして、1945年12月、衆議院議員選挙法が改正され、満20歳以上の男女に選挙権が与えられた。翌46年4月、改正された選挙法に従い、戦後初の総選挙（無記名制限連記制・大選挙区制で有権者は、人口の52.3%だった）が実施された。この選挙で第1党となった日本自由党は、鳩山一郎総裁（例の京大事件の時文部大臣だった、ママから献金してもらっていた、つい先日まで民主党総裁だった鳩山さんのご先祖だということはすでに記しましたよね。）公職追放になったため、幣原内閣の外相であった吉田茂を総裁にし、内閣を組織した。なお、この選挙では女性議員が39名当選を果たした。

8. 第1次吉田内閣から芦田均内閣

吉田内閣は、1946年6月からの帝国議会で、日本国憲法を成立させ（同年11月3日公布）、財閥解体や第2次農地改革を進めた。翌47年、新憲法に基づく総選挙が実施され、この選挙で日本自由党は第2党となり、代わって第1党には日本社会党が占めた。そのため、吉田内閣は総辞職し、社会党・国民協同党・民主党の3党連立による社会党首班片山哲内閣が誕生した。しかし、片山内閣は党内対立（左派からの批判）が強く総辞職した。続いて3党連立のまま、民主党の芦田均を首班とする内閣が生まれた。だが、この内閣で閣僚の汚職事件＝昭和電工事件が起こった。事件は、復興金融金庫をめぐる昭和電工社長日野原節三社長の官界への贈収賄事件で、社会党の西尾末広、元自由党幹事長大野伴睦・

前蔵相来栖赳夫らが逮捕された事件であった。

代わって連立内閣に加わらなかった民主自由党の吉田茂が首相に就任し、第2次吉田内閣を組閣した。1949年1月に行われた総選挙で民主自由党が圧勝したため、第3～第5次までの長期政権が続くこととなった。

9. 経済危機

政治改革が進められる一方で、国民生活は混乱が続いていた。失業者は、復員兵・引揚者を合計すれば約1400万人にのぼっていた。なかでも食糧・衣料・住宅不足が深刻化していた。こうした状況の中で、国民は1946年5月、食糧メーデーを行ったが、食糧危機は、翌年末位まで続いた。

物資不足に加え、戦後処理のため紙幣が乱発された。その結果インフレが急速に進んでいった。1946年2月、幣原内閣は、**金融緊急措置令**を出し、預貯金の封鎖（預貯金の引き出し制限）と新円と旧円の交換制限などを実行し、紙幣の収縮をはかったが、大した効果はあがらなかった。

第1次吉田内閣は、経済危機に対処するため、経済安定本部と物価庁を設置した。1946年の年末からは、資金・資材を石炭・鉄鋼・電力・肥料などの基幹産業に優先的に投入する**傾斜生産方式**を採用し、その融資のために、復興金融金庫を設けた。この経済政策は、片山・芦田内閣も継続して進めていったが、復興金融金庫かれあの巨額の融資は紙幣の乱発を招き、逆にインフレを助長した（復金インフレ）。

10. 労働運動の高揚

GHQの奨励もあり労働組合の組織率は一挙に進んだ。戦前、1936年に42万人だった組織は、48年には667万人となった。この間、労働組合の全国組織（ナショナルセンター）も成立し、社会党系の日本労働組合総同盟（総同盟）と共産党系の全日本産業別労働組合会議（産別会議）が結成された。

労働運動の最大の山場は、1947年2月1日を期して計画された2・1ゼネストであった。

◆ゼネスト

〔general strike〕統一指令の下に行われる、大規模なストライキ。〔全国全産業にわたるものと、特定一産業部門に限るものとが有る〕総同盟罷業。

官公庁労働者を中心に、全国労働組合共同闘争委員会を発足させ、賃上げや吉田内閣打倒をめざして計画したものだったが、GHQは中止を命じ、ゼネストは実施されなかった。そしてGHQは、芦田内閣に公務員の争議禁止を命じた（政令201号）。ついで、第2次吉田内閣のもとで、国家公務員法が改正され、公務員の団体交渉権・争議権が剥奪された。

また、1949年6月、労働組合法も大幅に改正された。

11. 経済安定9原則

第2次吉田内閣に対してGHQは、1948年12月、均衡予算・徴税強化・物価安定などを柱とする**経済安定9原則**を提示した。翌年1月の総選挙で圧勝した吉田茂率いる民主自由党は、第3次内閣を組織した。この内閣に対し、先の経済安定9原則を実現するために派遣されたのが、デトロイト銀行頭取のドッジであった。彼は、1949年の均衡予算・復興金融金庫の融資打ち切り・減税禁止などを指示し、この予算案を通過させた（ドッジ・ライン）。さらに、ドッジ・ラインを補足するためにシャープが来日し、1ドル=360円の単一為替レートが設定され、大衆課税の強化を中心とする税制改革も実施された。

これら一連の政策はデフレ政策であったのでインフレは急速に抑えられ、大企業を中心に生産の回復が進んだが、行政整理や企業の人員整理で失業者が増加し、労働運動は激化した。しかし、1949年7～8月にかけて相次いで起きた下山・三鷹・松川事件で労働運動は後退していった。この3つの事件は、いずれも国鉄労働者に対する弾圧事件としての性格を持っている。下山事件は、国鉄総裁下山定則が、1949年7月6日、常磐線綾瀬駅付近で死体で発見された事件で、自殺か他殺かの真相は未だ不明である。三鷹事件は、同年7月15日、中央線三鷹駅での無人電車暴走事件。さらに、同年8月17日、東北本線松川駅（福島県）での列車転覆事件である。三鷹・松川事件は、共産党員や国鉄労働者が検挙され、人員整理を容易に進めるための世論誘導に利用されたが、原因はいずれも不明のまま、検挙された人々は無罪となっている。